

# 高等教育の修学支援新制度 (給付奨学金・授業料減免)

## 申請の手引き

(提出期限)

授業料減免	大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書 (A 様式 1)	10 月 3 日 (金)
給付奨学金	スカラネット入力期限	10 月 24 日 (金)
	奨学金確認書兼地方税同意書提出期限	スカラネット入力から 1 週間以内

# I 高等教育の修学支援新制度について

## 1. 制度の概要

令和2年4月より大学等の高等教育機関における修学支援のための取り組みとして、高等教育の修学支援新制度が開始されました。本制度では、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍出来るようになることを目的に、「授業料・入学料の減免」と「返還不要の給付奨学金」の2つの支援が行われます。

(対象学年)

本科4・5年生，専攻科生

(支援の内容)

給付奨学金の支給 + 授業料等の減免

(授業料等減免額・奨学金給付額)

区分	授業料（年額）	入学料 <sup>※1</sup>	給付奨学金（月額）	
			自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	234,600円	84,600円	17,500円 (25,800円) <sup>※3</sup>	34,200円
第Ⅱ区分	156,400円 <sup>※2</sup>	56,400円 <sup>※2</sup>	11,700円 (17,200円) <sup>※3</sup>	22,800円
第Ⅲ区分	78,200円 <sup>※2</sup>	28,200円 <sup>※2</sup>	5,900円 (8,600円) <sup>※3</sup>	11,400円
第Ⅳ区分 (多子世帯)	234,600円	84,600円	4,400円 (6,500円) <sup>※3</sup>	8,600円
多子世帯	234,600円	84,600円	支給なし	支給なし

※1 前期に採用された4年次編入学生および専攻科1年生のみ対象。

※2 多子世帯に該当する場合の入学料及び授業料は区分を問わず満額免除となります。

※3 生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学する人は、給付奨学金の月額はカッコ内の金額となります。

## II 認定要件

高等教育の修学支援新制度では、学業に関する基準や家計の経済状況に関する基準などの認定要件を満たす学生が支援対象となります。

### (1) 国籍・在留資格等に関する要件

日本国籍を有する者、法定特別永住者等

### (2) 大学等への入学時期等に関する要件

- 過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、選考の対象とならない。
- 4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。
- 専攻科入学生は、高専等を初めて卒業した年度の末日から、専攻科に入学した日までの期間が1年を経過していない者。

例：(×対象外) 2023年3月に高等学校を卒業 → 2025年4月編入学

(○対象) 2024年3月に高等学校を卒業 → 2025年4月編入学

(×対象外) 2024年3月に高等専門学校卒業 → 2025年4月専攻科入学

(○対象) 2025年3月に高等専門学校卒業 → 2025年4月専攻科入学

### (3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生(編入生含む) 次のいずれかに該当すること

- ・ 高校等(高専1～3年次)における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること
- ・ 高校卒業程度認定試験の合格者であること
- ・ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生 次のいずれかに該当すること

- ・ GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること
- ・ 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況(収入・資産)に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第I区分	100円未満	満額(上限の範囲内)
第II区分	100円以上～25,600円未満	第I区分の減免額の2/3※
第III区分	25,600円以上～51,300円未満	第I区分の減免額の1/3※
第IV区分 (多子世帯)	51,300円以上～154,500円未満	満額(上限の範囲内)
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額(上限の範囲内)

※多子世帯に該当する場合の減免額は区分を問わず満額免除となります。

【進学資金シミュレータについて】

日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかどうかをおおよその目安で確認することができます。



URL: <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

○資産基準

5,000万円未満であること。但し、多子世帯授業料等減免に関しては3億円未満。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの(投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない)

### III 授業料減免の申請について

#### 1. 申請の流れ（高等教育の修学支援新制度）

- ① （A 様式 1）を提出 **【提出期限：10 月 3 日（金）】**
- ② 日本学生支援機構給付奨学金にも併せて申請

※ 上記期限までに提出できない場合でも、10 月 31 日（金）まで申請を受け付けます。  
また、やむを得ない事由がある場合には、11 月 30 日（日）まで申請を受け付けます。  
ただし、10 月 3 日（金）以降に申請された場合は、一旦授業料が引き落とされ、免除が確定してから返金対応となります。その際の振込手数料は保護者負担となりますので、早めの相談をお願いいたします。

### IV 日本学生支援機構給付奨学金の申請について

- ・ 授業料減免に係る申請書を提出した方に、日本学生支援機構給付奨学金の手続き書類を配付します。
- ・ 申請にあたっては、「2025 年度奨学金案内ダイジェスト」をよく読んで、手続きを進めてください。
- ・ 給付奨学金の制度について、さらに詳細な内容が記載されている「給付奨学金案内」は以下の QR コードからご確認ください。



（給付奨学金案内）

#### 1. 配付資料

- 2025 年度奨学金案内ダイジェスト
- スカラネット入力下書き用紙
- 奨学金確認書兼地方税同意書のセット

#### 2. 識別番号（ユーザーID・パスワード）

スカラネット入力時に必要な識別番号は、下書き用紙提出後に配付します。

#### 3. 提出期限

手続き番号	手続き内容	提出期限
①	スカラネット入力下書き用紙(入力前提出)	10 月 17 日（金）
③	スカラネット入力	10 月 24 日（金）
④	奨学金確認書兼地方税同意書	スカラネット入力後、1 週間以内
⑤	必要書類の提出	10 月 27 日（月）

#### 4. 手続きの流れ

- ① 2025年度スカラネット入力下書き用紙を作成し学生係へ提出（10月17日（金）締切）
- ② 「ユーザID・パスワード」及び「下書き用紙」を学生係にて受取る。
- ③ 申込専用ホームページ（スカラネット）にアクセスし、下書き用紙をもとに入力  
（10月24日（金）締切）
- ④ スカラネット入力後、「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに同封の提出用封筒（オレンジ色）を使用して、身元確認書等を郵便局窓口から簡易書留により郵送（スカラネット入力後1週間以内）
- ⑤ 下記の「5. 提出書類」に該当する書類を学生係窓口へ提出

#### 5. 提出書類 【提出期限：令和7年10月27日（月）】

	書類名	注意事項・補足事項
申請者全員	スカラネット下書き用紙 ※奨学金振込口座の通帳のコピーを添付	送信時に表示される受付番号を表紙の受付番号記入欄に記入したものを提出してください。
該当者のみ	在留資格・在留期間が明記されている 証明書類	申請者本人が外国籍の場合、次のいずれかを提出してください。 ● 在留カード（コピー） ● 特別永住者証明書（コピー） ● 住民票の写し（原本）
	・施設等在籍証明書 ・児童（里親）委託証明書 ・措置解除決定通知書（コピー可）	申請者本人が社会的養護を必要とする人（18歳となる前日に児童養護施設等に入所して（養育されてまたは一時保護されて）いた人）であることがわかる日付が記載された証明書類
	・令和7年度（令和6年分）課税証明書 ・マイナンバーに代わる提出書類	申請者本人・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合は、提出してください。「マイナンバーに代わる提出書類」について、様式は日本学生支援機構のHPに掲載されています。（アクセス方法） ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む（在学採用）>在学採用/大学院予約採用申込みにおけるマイナンバーの使用
	生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等	生計維持者が海外に居住し、2025年度（2024年1月～12月分）の住民税が課税されていない（2025年1月1日時点で国内に居住していない）場合は、提出して下さい。様式は、日本学生支援機構のHPに掲載されています。（アクセス方法） ホーム>奨学金>申込みに関する手続き>進学後に申し込む（在学採用）>在学採用/大学院予約採用申込みにおけるマイナンバーの使用>生計維持者が海外に居住している場合（大学等・大学院申込み）